

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意ください。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」をご覧ください。

ごみについてのお問い合わせ先

本 庁
相 生 分 庁
上 那 賀 支 所
木 沢 支 所
木 頭 支 所
那 賀 町 クリーンセンター

環境課
地域振興室
地域振興室
地域振興室
地域振興室
地域振興室

☎ 62-1192
☎ 62-1111
☎ 66-0111
☎ 65-2111
☎ 68-2311
☎ 64-0754

分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意ください		分けるときの注意事項	出しかた
資源ごみ	紙 類 	●新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) ●チラシ(宣伝用) ●本類(週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙 ●ダンボール(厚みの部分に波型の芯が入っているもの) ●飲料用紙パック(容量500ml以上の牛乳などの飲料用に限る。ただし、裏面が銀色は除く)	●それぞれ種類(品目)ごとにヒモで十文字にしっかりとくる(収集日が雨天でも収集業務は行いますので出して下さい。) ●1回に50kgまで
	ビン 類 	●無色(透明)ビン(こわれたビンでも色判別ができれば入れること) ●茶色ビン(こわれたビンでも色判別ができれば入れること) ●その他ビン(黒色、緑色、青色等)	●それぞれ3種類ごとに町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる ●1回に指定コンテナ15個まで(合計重量50kgまで)
	プラスチック製容器類 	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の) ●食品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) ●プラスチック製容器(卵・豆腐・カレー等) ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプー・リンスの洗髪用容器 ●マメレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる
	ペットボトル	●清涼・果汁飲料(ジュース、ウーロン茶、スポーツドリンク等) ●酒類(酒、焼酎、本みりん) ●特定調味料(しょうゆ、麺つゆ等)	●町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる ●1回に指定袋15個まで
	缶 類	●容量が1ℓ以下の飲料用及び缶詰用空き缶(つぶしたりするとスチールとアルミの自動選別ができないのでつぶさないでください)	●町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる ●1回に指定コンテナ15個まで(合計重量50kgまで)
	植物油	●揚げ物(てんぷら)をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油 ●機械油は絶対に混入しないこと(収集できません)	●町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる ●1回に指定コンテナ15個まで(合計重量50kgまで)
燃えるごみ		●上記の「紙類」以外の紙くず(⑤マークのついた容器やティッシュなど)台所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く)布団、座布団、毛布(指定の袋に入るもの)汚れたプラスチック容器類(弁当箱や発泡スチロール等)おむつ(必ず汚物は取り除くこと)、ヒモ類、台所用スポンジ等	●町指定の専用袋(家庭用=白、事業用=青)に入れる ●1回に指定袋15個まで(合計重量50kgまで)
燃えないごみ		●布団、座布団、毛布(指定の袋に入りきらないもの) ●布団の日に出す 毎月各地区指定の水曜日1回	●布団類を十字に紐掛けし処理券を貼る ●1回に10枚まで
有害ごみ		●乾電池(ボタン型電池及び充電式電池を除く) ●水銀入りの体温計、温度計、水温計	●町指定専用袋(透明)に入れ「燃えないごみ」収集日に町指定コンテナの上側に入れる
大型ごみ		●今まで大型ごみで出していた物でも燃えないごみで出せる物を設定しました。(詳しくは「ごみ分別ガイドブック」をご覧ください) ●電気製品や器具、ガス(ガス台等)器具、石油(ストーブ等)器具、家具及び寝具類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等 ●テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等は、家電4品目になります。	●大型ごみの見やすいところに「大型ごみ処理券」を貼る ●1回に10個まで(合計重量50kgまで)

収集できないごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系・缶詰、古タイヤ等のゴム類、消火器、バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、ボタン型・バッテリー型電池、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材(家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等)、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具

(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい。なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター☎64-0754に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい。

令和7年4月から令和7年9月までのごみの収集日は次のとおりです。

15地区(上那賀地区)

(御所谷、成瀬、府殿、丈ヶ谷、海川、下用知、林谷)

布 団 の 日	燃えるごみの日	燃えないごみの日(資源物)	缶の日(1ℓ以下)(飲料用・缶詰用缶に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他ビンの日	プラスチック製容器の日(発泡スチロール・発泡スチロール製トレイ)	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙 類 の 日
金属のみ有価資源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	金属のみ有価資源	有 価 資 源

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2紙茶	3可	4可	5
6	7可	8	9茶	10可PET	11	12
13	14可	15不燃物	16紙布団	17可	18可	19
20	21可	22	23缶	24可PET	25	26
27	28可	29	30紙大			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1可	2可茶	3
4	5(休み)直接搬入もできません	6(休み)直接搬入もできません	7	8可	9	10
11	12可	13	14紙PET	15可不燃物	16	17
18	19可	20可	21	22可	23缶	24
25	26可	27	28紙布団	29可PET	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2可	3可茶	4	5可	6	7
8	9可	10	11紙透明	12可PET	13不燃物	14
15	16可	17可	18	19可	20	21
22	23可茶缶	24	25紙布団	26可PET	27	28
29	30可					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1可	2茶	3可	4	5
6	7可	8	9紙	10可PET	11茶	12
13	14可不燃物	15可	16	17可	18	19
20	21可	22缶	23紙布団	24可茶	25	26
27	28可	29	30PET	31可		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1可	2
3	4可茶	5	6紙	7可	8	9
10	11可	12可PET	13	14可茶	15不燃物	16
17	18可	19可	20紙布団	21可	22缶	23
24	25可茶	26	27PET	28可	29大	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1可	2可茶	3紙	4可	5	6
7	8可	9	10茶	11可PET	12不燃物	13
14	15可	16可	17紙布団	18可	19	20
21	22可缶	23	24茶	25可PET	26	27
28	29可	30				

ごみを出すときは、上記の『分けかた』や『出しかた』をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい